

# 四半期報告書(第2四半期)の開示に係る留意事項

公認会計士 おおやしき ともこ 大屋敷 知子

## はじめに

本稿は、四半期報告書（第2四半期）の開示に係る留意事項について述べている。四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しないとされているので（四半期財務諸表に関する会計基準6ただし書）、本稿では基本的に四半期連結財務諸表を対象としている。また、指定国際会計基準特定会社・修正国

際基準特定会社及び指定国際会計基準・修正国際基準に関する記載については、基本的に述べていない。

以下の記載例については、公益財団法人 財務会計基準機構『四半期報告書の作成要領』（2019年6月第1四半期提出用）（以下「作成要領」という）を参考にしている。

項目	留意点	備考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>基本的に、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間ならびに最近連結会計年度に係るものを記載する（1株当たり四半期純利益・純損失の記載に注意する）。</p> <p>「1株当たり四半期（当期）純利益金額」（記載上の注意(5)a(i)、a(j)、c(j)、c(k)）については、「1株当たり四半期（当期）純利益」と記載することも差し支えないと考えられる。また、「純資産額」（記載上の注意(5)a(g)、c(h)）及び「総資産額」（記載上の注意(5)a(h)、c(i)）については、それぞれ「純資産」及び「総資産」と記載することも差し支えないと考えられる（作成要領17ページ 作成にあたってのポイント②）。</p> <p>「主要な経営指標等の推移」に関して、企業内容等開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示の適用が規定されている。</p>	記載上の注意(5) 開示ガイドライン24の4の7-7、5-12-2
2 事業の内容	<p>当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載する。</p> <p>セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載する。</p>	記載上の注意(6)
第2 事業の状況		
1 事業等のリスク	<p>当四半期連結累計期間に係る事項について記載する。</p> <p>提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（「重要事象等」という）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。</p>	記載上の注意(7)

項目	留意点	備考
	<p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと解される。</p> <p>「事業等のリスク」に関する取扱いガイドラインでは次の事項が規定されている。</p> <p>1 開示府令第二号様式記載上の注意(31)a、第四号の三様式記載上の注意(7)a及び第五号様式記載上の注意(10)aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 (1)～(11) (略)</p> <p>2 開示府令第二号様式記載上の注意(31)b、第四号の三様式記載上の注意(7)b及び第五号様式記載上の注意(10)bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1)～(20) (略)</p> <p>作成要領25ページの作成にあたってのポイント①では、「『事業等のリスク』について重要な変更（消滅も含まれると考えられます。）があった場合」と述べられており、消滅が含まれることについて述べられている。</p> <p>また、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更がない場合には、【事業等のリスク】の表題をそのまま記載し、該当がない旨（又は重要な変更がない旨）について記載することとなる。</p> <p>継続企業の前提に関する注記との関連に注意する。</p>	
<p>内閣府令の改正を早期適用した場合</p>	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成31年内閣府令第3号）による改正後の開示府令第四号の三様式記載上の注意(7)の規定を当事業年度に係る四半期報告書から適用する場合には、その旨を記載することが考えられる。</p> <p>当四半期連結累計期間において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、<u>経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（「経営成績等」という）の状況に重要な影響を与える可能性がある</u>と認識している<u>主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）</u>が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。</p>	

項目	留意点	備考
	<p>重要事象等が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p>	
<p>2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載としては、「財政状態及び経営成績の状況」「キャッシュ・フローの状況」「経営方針・経営戦略等」「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」「事業上及び財務上の対処すべき課題」「研究開発活動」「従業員数」「生産、受注及び販売の実績」「主要な設備」を「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の中でまとめて記載し、さらに、これらのほか、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報などを具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>(a) 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(b)、(c)及び(g)において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。</p> <p>(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。</p> <p>(c) 当四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項。</p> <p>(d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。</p> <p>(e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。</p> <p>(f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。</p>	<p>記載上の注意(8)</p>

項目	留意点	備考
	<p>(g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容</li> <li>ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容</li> </ul> <p>記載上の注意(8)aに掲げる項目の記載にあたっては、項目別に記載するほか、例えば、記載上の注意(8)a(b)に掲げる「経営方針・経営戦略等」「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」及び(c)に掲げる「事業上及び財務上の対処すべき課題」について一体的に記載することも考えられる（作成要領35ページ 作成にあたってのポイント①）。</p> <p>当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等（以下「経営方針等」という。）を定めている場合における経営方針等について既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比べて重要な変更があったとき又は新たに経営方針等を定めた場合には、その内容及び理由を記載することとされている。</p> <p>経営方針等が前連結会計年度末から前有価証券報告書提出日までの間に変更された場合で、当該変更内容を前有価証券報告書に既に記載した場合は、当四半期報告書において当該変更内容を重ねて記載する必要はないと考えられる。</p> <p>また、経営方針等が当四半期連結累計期間末から当四半期報告書提出日までの間に変更された場合には、当四半期報告書において、変更された旨及び変更後の内容を記載することも考えられる（作成要領35ページ 作成にあたってのポイント②）。</p> <p>「1 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>なお、前有価証券報告書又は前四半期報告書等に記載した重要な課題については、その後の経過等を記載することが望ましいと考えられる。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと解される。</p> <p>「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドラインでは次の事項が規定されている。</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(32)a(f)、第四号の三様式記載上の注意(8)b及び第五号様式記載上の注意(11)a(d)に規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>継続企業の前提に関する注記との関連に注意する。</p>	

項目	留意点	備考
内閣府令の改正を早期適用した場合	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成31年内閣府令第3号)による改正後の開示府令第四号の様式記載上の注意(8)の規定を当事業年度に係る四半期報告書から適用する場合には、その旨を記載することが考えられる。</p> <p>当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析の他、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載(第二号様式記載上の注意(32)a(g)における記載をいう。)について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。</p> <p>当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>また、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第118条第3号に掲げる事項を記載する。</p>	
第3 提出会社の状況		
1 株式等の状況 (1)株式の総数等	<p>「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載する。</p> <p>会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には発行可能株式総数を記載する。</p> <p>「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載する。</p> <p>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、一定の事項を欄外に記載する。</p>	記載上の注意(10) 開示ガイドライン5-7-2
(2)新株予約権等の状況	「新株予約権等の状況」については、当四半期会計期間中に新株予約権等が発行された場合に記載する。	記載上の注意(11) 記載上の注意(12)

項目	留意点	備考
(5)大株主の状況	<p>当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載する。</p> <p>大量保有報告書等がEDINETにより公衆の縦覧に供された場合又は大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合、その保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載することとされ、また、記載内容が大幅に相違しており、その確認ができない場合には、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記することとされている（作成要領「第2四半期報告書向け記載事例」13ページ 作成にあたってのポイント④）。</p>	記載上の注意(15)
2 役員の状況	<p>前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載する。また、異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載する。</p> <p>前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会及びその直後の取締役会での決議事項である「役員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」等に関する事項については、それらが実際に否決・修正されなければ、当四半期報告書において、前事業年度の有価証券報告書の提出日後に行われた役員の変動として記載することは不要と考えられる（作成要領73ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合には、記載上の注意(1)一般的事項fに従い、監査役を設置する会社に準じて記載することとなる。</p>	<p>記載上の注意(17)</p> <p>記載上の注意(1)一般的事項f</p>
第4 経理の状況		
冒頭記載 四半期連結財務諸表の作成方法について	<p>【経理の状況】の冒頭記載において、四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成している旨を記載する。</p> <p>監査証明については四半期レビューを受けている旨を記載する。</p> <p>四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期会計期間に係る四半期損益計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭に、その旨を記載しなければならない（企業内容等開示ガイドライン24の4の7-10）。</p>	<p>四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</p> <p>四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</p> <p>各種ガイドライン</p>
1 四半期連結財務諸表		
比較情報の作成	<p>四半期連結財務諸表について、比較情報の作成が規定されている。</p> <p>四半期連結貸借対照表については、前期末連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書については、前年同四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結キャッシュ・フロー計算書が必要に応じて修正され、比較情報として当四半期連結財務諸表に含まれることとなる。</p>	<p>四半期連結財規5の3</p> <p>四半期連結財規ガイドライン5の3</p> <p>中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書（平成23年6月30日企業会計審議会）</p> <p>比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）（会計制度委員会研究報告第14号）</p>

項目	留意点	備考
	<p>次の事項に留意する（四半期連結財務ガイドライン5の3）。</p> <p>① 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る数値を含めなければならない。</p> <p>② 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。</p> <p>比較情報の開示に関する基本的な考え方は、当事業年度に係る財務諸表の開示が基礎になるものと考えられる。ただし、比較情報の開示の要否については、財務諸表利用者の意思決定に資するものかどうか、企業の業績等に関する適正な判断のために必要と考えられる事項かどうかについて慎重に判断する必要があると考えられる。</p> <p>比較情報については、金融庁の担当官が次の解説を行っている。</p> <p>① 徳重昌宏、中村慎二「中間連結財務諸表・中間財務諸表の作成上の留意点」『旬刊経理情報』（2011. 11. 10、No. 1297）</p> <p>② 徳重昌宏、中村慎二「過年度遡及会計基準適用後の連結財務諸表・財務諸表の作成上の留意点」『旬刊経理情報』（2012. 4. 10、No. 1311）</p> <p>「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」の公開草案では、「3.個別財務諸表への移行に伴う比較情報の開示」について述べられていたが、その後、さらに関連して検討すべき事項が生じたため、結論を含めて引き続き検討することとされており、研究報告（中間報告）では同項目を削除している。</p>	
四半期連結貸借対照表	四半期連結貸借対照表は、様式第二号により記載する。	四半期連結財務30
四半期連結損益計算書	<p>四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書は、様式第三号により記載する。</p> <p>第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を任意に作成することができる。この場合には、様式第四号により記載する。第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。</p> <p>任意で、四半期会計期間を、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書（又は四半期連結損益及び包括利益計算書）の開示対象期間として期首からの累計期間と併せて開示する場合、前連結会計年度における対応する四半期において開示を行わなかった場合で、当連結会計年度の四半期より開示するときは、前連結会計年度における対応する期間に係る開示は要しない。</p>	四半期連結財務64
四半期連結包括利益計算書	<p>四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二により記載する。</p> <p>四半期連結包括利益計算書は、四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、記載を要しない。</p> <p>四半期連結財務諸表提出会社は、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第2四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない。</p>	四半期連結財務83の2、83の3

項目	留意点	備考
四半期連結キャッシュ・フロー計算書	<p>四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー（関連する法人税等に関するキャッシュ・フローを除く）は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。上記に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p>	四半期連結財規5の2、27の2、84
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記	四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。	四半期連結財規10 四半期連結財規ガイドライン10
会計方針の変更	会計方針の変更を行った場合には、原則として、変更後の会計方針を前期以前に遡って適用したと仮定し、税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を注記する。	四半期連結財規10の2、10の3
会計方針の変更 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用した場合	<p>「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（2018年9月14日）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（2018年9月14日）の適用初年度においては、会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされている。ただし、会計方針の変更による累積的影響額を当該適用初年度の期首時点の利益剰余金に計上することができるものとされている。この場合、在外子会社等において国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」を早期適用しているときには、遡及適用した場合の累積的影響額を算定する上で、在外子会社等においてIFRS第9号「金融商品」を早期適用した連結会計年度から本実務対応報告の適用初年度の前連結会計年度までの期間において資本性金融商品の減損会計の適用を行わず、本実務対応報告の適用初年度の期首時点で減損の判定を行うことができるとされている（作成要領123ページ 作成にあたってのポイント⑤）。</p>	連結財規14の2 連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告第18号） 持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告第24号）
会計方針の変更 「企業結合に関する会計基準」を適用した場合	<p>「企業結合に関する会計基準」（2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（2019年1月16日）（以下「改正企業結合会計基準等」という。）の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされている。</p> <p>なお、改正企業結合会計基準等の適用前に行われた企業結合及び事業分離等の会計処理の従前の取扱いについては、改正企業結合会計基準等の適用後においても継続することとし、改正企業結合会計基準等の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないこととされている（作成要領123ページ 作成にあたってのポイント⑥）。</p>	連結財規14の2 企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）
会計方針の変更 「収益認識に関する会計基準」等を早期適用する場合	当第2四半期連結累計期間において「収益認識に関する会計基準」等を早期適用した場合の記載例は以下のとおりである。	四半期連結財規10の2 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号） 収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号）



項目	留意点	備考
	<p>(作成要領「第2四半期報告書向け記載事例」26ページ)</p> <p>(原則的な取扱いに従って過去の期間のすべてに遡及適用する場合であって、収益認識会計基準第85項の定めを適用する場合)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できるようになったことに伴い、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。これにより、  (会計方針の変更の具体的な内容)  当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 前連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと</li> <li>(2) 当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に含まれる変動対価の額について、変動対価の額に関する不確実性が解消された時の金額を用いて比較情報を遡及的に修正すること</li> <li>(3) 前連結会計年度内に開始して終了した契約について、前連結会計年度の四半期連結財務諸表を遡及的に修正しないこと</li> <li>(4) 前連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、比較情報を遡及的に修正すること <ol style="list-style-type: none"> <li>① 履行義務の充足分及び未充足分の区分</li> <li>② 取引価格の算定</li> <li>③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分</li> </ol> この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第2四半期連結累計期間の売上高がXXX百万円減少し、売上原価はXXX百万円減少し、販売費及び一般管理費はXXX百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれXXX百万円減少している。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高はXXX百万円減少している。</li> </ol> <p>(作成要領「第2四半期報告書向け記載事例」28ページ)</p> <p>(適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、期首残高から新たな会計方針を適用した場合であって、収益認識会計基準第86項の定めを適用している場合)</p>	

項目	留意点	備考
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できるようになったことに伴い、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。これにより、.....</p> <p>(会計方針の変更の具体的な内容).....。</p> <p>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減している。</p> <p>① 履行義務の充足分及び未充足分の区分</p> <p>② 取引価格の算定</p> <p>③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高がXXX百万円減少し、売上原価はXXX百万円減少し、販売費及び一般管理費はXXX百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれXXX百万円減少している。また、利益剰余金の当期首残高はXXX百万円減少している。</p>	
表示方法の変更	四半期連結財務諸表規則などでは、表示方法の変更に関する注記は要求されていない。	
未適用の会計基準等に関する注記	四半期連結財務諸表規則などでは、未適用の会計基準等に関する注記は要求されていない。	
簡便な会計処理に関する記載	四半期連結財務諸表規則などでは、簡便な会計処理に関する注記は要求されていない。	
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載	<p>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を記載する。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できる。</p> <p>四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、次の会計処理である。</p> <p>① 原価差異の繰延処理</p> <p>② 税金費用の計算</p>	四半期連結財規12 四半期連結財規ガイドライン12
株主資本等関係	支配の変動を伴わない子会社株式の追加取得・一部売却、子会社の時価発行増資等により、前連結会計年度末から資本剰余金の重要な変動が生じた場合については、株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記の対象と考えられる(作成要領139ページ作成にあたってのポイント)。	四半期連結財規92 四半期連結財規ガイドライン92

項目	留意点	備考
セグメント情報	<p>セグメント情報会計基準に準拠して、マネジメント・アプローチにより、セグメント情報を開示する。</p> <p>企業を構成する一定の単位（報告セグメント）に関する情報（セグメント情報）について、所要の事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。</p> <p>四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則において、セグメント情報に係る様式が規定されているので、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する必要がある。</p> <p>開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき（例えば、単一セグメントの場合）は、セグメント情報の記載を省略することも考えられる（作成要領149ページ 作成にあたってのポイント⑦）。</p>	<p>四半期連結財規15 セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号） セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第20号）</p>
金融商品に関する注記	<p>金融商品に関する注記については次のように規定されている。</p> <p>① 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記する。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略できる。</p> <p>② ①にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>③ ①②にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における時価の把握が極めて困難な場合には、①の事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を記載することができる。</p>	<p>四半期連結財規15の2 四半期連結財規ガイドライン15の2</p>
有価証券に関する注記	<p>有価証券（次に掲げる有価証券に限る）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財規15の2）のほか、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる有価証券の区分に応じ、以下に定める事項を注記する。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載できる。</p> <p>① 満期保有目的の債券 イ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額 ロ 四半期連結決算日における時価 ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額</p> <p>② その他有価証券 株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項 イ 取得原価 ロ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額 ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と取得原価との差額</p>	<p>四半期連結財規16 四半期連結財規ガイドライン16</p>

項目	留意点	備考
	<p>作成要領の157ページの「作成にあたってのポイント②」では、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合について、「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」の有価証券に限って、当該区分ごとに判断し、該当する有価証券の区分に応じて一定の事項を注記すると述べられている。</p>	
<p>デリバティブ取引に関する注記</p>	<p>デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財規15の2）のほか、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記する。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載できる。</p> <p>上記の事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載する。</p> <p>作成要領の159ページの「作成にあたってのポイント②」では、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合について、デリバティブ取引について「通貨」「金利」「株式」「債券」「商品その他の取引」の対象物の種類ごとに判断し、該当する対象物の種類ごとに依って一定の事項を注記すると述べられている。</p>	<p>四半期連結財規17 四半期連結財規ガイドライン17-1</p>
<p>企業結合等関係</p>	<p>暫定的な会計処理が確定した四半期会計期間等においては、企業結合日の属する四半期会計期間等に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う（四半期財務諸表に関する会計基準第10-4項、第21-4項）。</p> <p>当該会計処理を受け、以下の注記事項が求められている。</p> <p>①暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間等においては、暫定的な会計処理が確定した旨、発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記する。</p> <p>②暫定的な会計処理の確定に伴い、比較情報に、取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、その見直しの内容及び金額を注記する。</p> <p>なお、暫定的な会計処理の確定に伴い、比較情報に、取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、開示対象期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、当該見直しが反映された後の金額により算定する。</p>	<p>四半期連結財規20~26</p> <p>四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第14号）第51-3項</p>
<p>1株当たり四半期純利益</p>	<p>1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用にあたっては、連結財務諸表において、連結損益計算書上の「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、連結損益計算書上の「当期純損失」は「親会社株主に帰属する当期純損失」とするものとされている。</p> <p>1株当たり四半期純損益に関する注記として、四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益又は四半期純損失、及びその算定上の基礎の記載が求められている。</p> <p>「1株当たり四半期純利益金額」（四半期連結財規第78条）については、「1株当たり四半期純利益」と記載することも差し支えないと考えられる（作成要領177ページ 作成にあたってのポイント①）。</p>	<p>1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）12項 四半期連結財規78</p>

項目	留意点	備考
重要な後発事象	四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記する。	四半期連結財規13 四半期連結財規ガイドライン13

以上

## デロイト トーマツ Webサイトのご案内 US/米国会計基準

<http://www.deloitte.com/jp/us>

### Heads Upニュースレター

デロイト米国事務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター（随時発行・重要なテーマについては日本語翻訳も掲載）

### EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会（EITF）ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITF ミーティング（3ヵ月毎）開催後に発行（重要なテーマについては、日本語翻訳を掲載）

### Accounting Roundupニュースレター

米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター（四半期、年次で発行。特別版は随時発行）

### Audit Committee Briefニュースレター

米国の会計・監査について、監査委員会が知っておくべき情報を解説したニュースレター（月次発行・日本語翻訳も掲載）

### その他

デロイト米国事務所が発行した、「SEC Comment Letters（米国登録会社に関するSECコメント・レター）」等の重要なニュースやスペシャル・レポート等を掲載

お問合せ先 監査品質国際 Tel:03-6213-1110 E-mail:jp\_us\_contact@tohmatu.co.jp